



帯行政第 41 号

令和元年 11 月 27 日

帯広市監査委員 林 伸 英 様
同 秋 田 勝 利 様
同 大竹口 武 光 様

帯広市長 米 沢 則 素
(総務部行政推進室担当)



監査の結果に対する措置の通知について

平成 31 年 3 月 28 日付帯監査第 99 号において報告のありました平成 30 年度下期定期監査及び、同日帯監査第 100 号において報告のありました行政監査の結果に基づき、当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知いたします。



下期定期監査指摘	措置状況
<p>収入及び支出事務全般について監査した結果、事務処理はおおむね適正に行われていることを確認しました。</p> <p>しかしながら、監査結果に記載のとおり、保険料の支出事務において改善を要する事務処理が見受けられました。</p> <p>このことは、過去の定期監査においても指摘しましたが、繰り返し同様の事例が発生したことは遺憾であり、再発防止の具体策を講じる必要があります。</p> <p>また、重点項目に設定した文書事務については、前回定期監査同様、校合や施行の確認が不十分なものや、複数者によるチェックが確認できないものが見受けられました。昨年12月の事務処理規程の改正により、文書管理責任者による施行時の確認が新たに規定されましたことから、この趣旨を踏まえ、文書事務における確認行為を徹底されますよう期待いたします。</p> <p>今後は、これまでの指摘事項の改善に取り組まれますとともに、より一層適正な事務執行に努められ、市民から信頼される行政運営を期待いたします。</p>	<p>今回の定期監査では、事務処理はおおむね適正に行われていると評価されたところです。</p> <p>しかし、個別の事務処理に関しては、過去の定期監査において言及されているにもかかわらず、再度同様に発生している事例があることから、改めて業務の適正化に向けた取組を進める必要があると考えています。</p> <p>指摘のあった保険料の支出事務における予定価格の記載に際しては、平成31年度の契約において適切に処理するとともに、再発の防止について確認を徹底したところです。</p> <p>また、重点項目に設定されていた文書事務につきましては、昨年12月の事務処理規程を改正したところですが、全庁的に徹底が不十分である実態が浮き彫りになりました。</p> <p>複数者による確認については、これまでも周知を行ってきたところですが、改正した事務処理規程の趣旨を踏まえ、「文書事務研修」における継続的な指導・注意喚起や、「文書事務の手引き」の見直しを通じて、改めて意識付けの強化を図りました。</p> <p>市民の信頼に応える行政運営を実施していくため、過去の監査における指摘が改善されていなかったことを重く受け止め、不適正な事務執行が繰り返されることが無いよう業務改善に努めてまいります。</p>